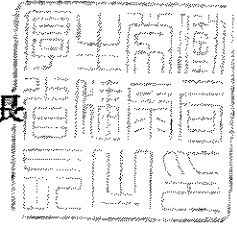




健 発 0222 第 6 号
平成 31 年 2 月 22 日

文部科学省大臣官房長 殿

厚生労働省健康局長



「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）については、平成 30 年 7 月 25 日に公布され、その概要については「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成 30 年 7 月 25 日付け健発 0725 第 3 号厚生労働省健康局長通知。以下「公布通知」という。）、また、一部の規定の施行については「「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について」（平成 31 年 1 月 23 日付け事務連絡）により示したところである。

今般、改正法の施行に関し、「健康増進法施行令の一部を改正する政令」（平成 31 年政令第 27 号）等の関係政省令・告示が公布されたところであり、これらの内容及び施行に係る留意点等は、都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長宛て通知「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）」（別添）のとおりであるので、貴省におかれても、これらの内容について十分御了知いただくとともに、所管の独立行政法人、関係事業者等に政省令等の内容等の周知徹底をお願いする。

なお、学校等における受動喫煙対策については、既に貴省において「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について（通知）」（平成 22 年 3 月 12 日付け 21 ス学健第 33 号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、同省スポーツ・青少年局企画・体育課長、同局学校健康教育課長及び文化庁文化部芸術文化課長連名通知）等において周知していただいているところであり、受動喫煙対策が一定程度進んでいると承知している。公布通知でお示ししたとおり、改正法では学校の敷地内に特定屋外喫煙場所を設置できることとしているものの、あくまで原則は「敷地内禁煙」であり、改正法は受動喫煙対策を一層推進する趣旨のものである。今後も引き続き、こうした趣旨を踏まえて、学校等における受動喫煙対策がより一層図られるようお願いする。